

加須市環境保全条例施行規則 別表第3

環境配慮事業の種類	該当要件		提出時期
	内容	規模	
1 産業廃棄物の処理施設の設置及び施設の変更の事業	産業廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物の処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可等申請前
2 産業廃棄物最終処分場の設置及び施設の変更の事業	産業廃棄物の埋立て	すべての埋立て	同上
3 工場の新設及び施設の変更の事業	製造業、加工修理業に係る工場	敷地面積が3,000平方メートル以上又は建築面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	都市計画法に基づく開発許可申請前及び建築基準法に基づく建築確認申請前又はその他関係法令の許認可等申請前
4 その他市長が必要と認めた事業	上記に掲げる事業と同程度であると市長が認めるもの		諸法令の許認可等申請前

備考 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)第2条第1号に規定する対象事業を除く。